（経過措置）

第二条　この法律による改正前の公害の防止に関する事業に係る国の財政上の特別措置に関する法律（以下「旧法」という。）第二条第三項第二号から第四号まで、第八号及び第九号に掲げる公害防止対策事業に係る経費のうち平成二十二年度までの予算に係るもので平成二十三年度以降に繰り越されたものについては旧法の規定、同項第二号から第四号まで、第八号及び第九号に掲げる公害防止対策事業で旧法第三条の規定の適用を受けるものについて必要な経費の財源に充てるため起こした地方債であって平成二十二年度以前の年度に発行について同意又は許可を得たものについては旧法第五条の規定は、なおその効力を有する。

（石油コンビナート等災害防止法の一部改正）

第三条　石油コンビナート等災害防止法（昭和五十年法律第八十四号）の一部を次のように改正する。

第三十三条第一項中「、公害の防止に関する事業に係る国の財政上の特別措置に関する法律（昭和四十六年法律第七十号）第二条第三項第二号の事業を行うことができる地域以外の地域において」を削る。

総務大臣　片山　善博
財務大臣　野田　佳彦
国土交通大臣　大畠　章宏
環境大臣　松本　龍
内閣総理大臣　菅　**直人**

政令

内閣官房組織令の一部を改正する政令をここに公布する。

御名御璽

平成二十三年三月三十一日

内閣総理大臣　菅　**直人**

政令第六十号

内閣官房組織令の一部を改正する政令

内閣は、内閣法（昭和二十二年法律第五号）第二十二条の規定に基づき、この政令を制定する。

内閣官房組織令（昭和三十二年政令第二百十九号）の一部を次のように改正する。

第八条第三項中「六十五人」を「六十六人」に改める。

附則第三項中「平成二十三年六月二十二日」を「平成二十六年三月三十一日」に改める。

附則第九項中「六十五人」を「六十六人」に、「六十四人」を「六十五人」に改める。

附　則

この政令は、平成二十三年四月一日から施行する。

内閣総理大臣　菅　**直人**

内閣府本府組織令の一部を改正する政令をここに公布する。

御名御璽

平成二十三年三月三十一日

内閣総理大臣　菅　**直人**

政令第六十一号

内閣府本府組織令の一部を改正する政令

内閣は、内閣府設置法（平成十一年法律第八十九号）第十七条第九項及び第十項の規定に基づき、この政令を制定する。

内閣府本府組織令（平成十二年政令第二百四十五号）の一部を次のように改正する。

第二条第二十一号中「はく奪」を「剝奪」に改める。

第三条第一号ト中「第三号ヌ」を「第三号ル」に改める。

第四条第二号及び第十二条第四号中「はく奪」を「剝奪」に改める。

第二十条第三項中「三十六人」を「三十五人」に改める。

第二十三条第一号中「はく奪」を「剝奪」に改める。

附則第三条の表平成二十三年三月三十一日の項を削り、同表平成二十四年三月三十一日の項の次に次のように加える。

平成三十三年三月三十一日	一　原子力発電施設等立地地域（原子力発電施設等立地地域の振興に関する特別措置法（平成十二年法律第百四十八号）第三条第一項に規定するものをいう。以下同じ。）の指定に関すること。 二　原子力発電施設等立地地域の振興に関する計画（原子力発電施設等立地地域の振興に関する特別措置法第四条に規定するものをいう。）の作成に関すること。 三　原子力発電施設等立地地域の振興に関する重要事項に係る関係行政機関の事務の連絡調整に関すること。

附　則

この政令は、平成二十三年四月一日から施行する。

内閣総理大臣　菅　**直人**

金融庁組織令の一部を改正する政令をここに公布する。

御名御璽

平成二十三年三月三十一日

内閣総理大臣　菅　**直人**

政令第六十二号

金融庁組織令の一部を改正する政令

内閣は、内閣府設置法（平成十一年法律第八十九号）第五十三条第五項及び第六十三条第四項並びに金融庁設置法（平成十年法律第百三十号）第十九条第四項の規定に基づき、この政令を制定する。

金融庁組織令（平成十年政令第三百九十二号）の一部を次のように改正する。

第五条の見出し中「総括審議官」の下に「、金融国際政策審議官」を加え、同条第一項中「二人」を「一人、金融国際政策審議官一人」に改め、同条中第三項を第四項とし、第二項の次に次の一項を加える。

3　金融国際政策審議官は、命を受けて、金融庁の所掌事務に関する国際関係事務に係る政策に関する重要な事項についての企画及び立案並びに調整に関する事務を総括整理する。

第六条第一項中「十一人」を「十二人」に改める。

第二十六条第二項中「五以内」を「六以内」に改める。

附則第四条中「平成二十三年三月三十一日」を「平成二十八年三月三十一日」に改める。

附則第五条第一項中「二人は、平成二十五年三月三十一日」を「一人は、平成二十八年三月三十一日」に改め、同条第二項中「二人（うち一人は、関係のある他の職を占める者をもって充てられるものに限る。）は、平成二十四年三月三十一日」を「一人は、平成二十六年三月三十一日」に改め、同条第三項中「一人は、平成二十三年三月三十一日」を「二人は、平成二十五年三月三十一日」に改め、同条に次の一項を加える。

4　第六条第一項の参事官（前三項に規定するものを除く。）のうち二人（うち一人は、関係のある他の職を占める者をもって充てられるものに限る。）は、平成二十四年三月三十一日まで置かれるものとする。

附則第六条中「平成二十三年三月三十一日」を「平成二十六年三月三十一日」に改める。